

入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について

平成19年12月27日

(調査の概要)

- 入札契約適正化法に基づき、国、特殊法人等及び地方公共団体の入札契約制度について毎年度実施状況の調査を実施しており、本年度の調査結果を12月19日公表済み。
- 本年度は、国、都道府県及び人口5万人以上の市・特別区を対象に実施状況及び取組方針を新たに個別公表。

(国及び特殊法人等について)

- 一般競争入札については、全ての機関で導入済。
- 総合評価方式については、国の機関の72.2%(18年度)から77.8%(19年度)、特殊法人等の82.4%(18年度)から89.1%(19年度)に増加しており、導入済の機関が拡大。
- 総合評価方式の実施目標については、平成19年度に国の機関の53.8%、特殊法人等の45.5%において設定。
- ダンピング対策としての低入札価格調査制度については、平成19年度に国の機関の88.9%、特殊法人等の98.4%において採用しているが、一部の機関において未導入。

(地方公共団体について)

- 一般競争入札の導入については、48.6%(18年度)から55.2%(19年度)に増加。
都道府県、指定都市においては全ての団体、市区町村においては53.6%の団体で一般競争入札を導入。
- 総合評価方式の導入については、4.9%(18年度)から26.8%(19年度)に増加しているが、一般競争入札と比較すると不十分。
都道府県、指定都市においては全ての団体、市区町村においては24.3%の団体で総合評価方式を導入。
- ダンピング対策のための低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、78.4%(19年度)の団体でいずれかの制度を採用しており、74.4%(18年度)から増加。
- 予定価格については64.1%、最低制限価格については21.1%において事前公表。